

平成 22 年度 新潟県立植物園 実施計画書

1 利用料金に関する事項

(1) 利用料金額

利用料金について、次のとおりとする。

区 分	料 金	備 考
大人（個人）	600 円	
大人（団体）	480 円	
シルバー（65 歳以上）	500 円	
小中学生（個人・団体）	100 円 ※土曜・日曜・祝日は無料	
回数券 大人	2,500 円	5 回分
定期券	1,200 円	半年有効

- ※ 改正する項目が含まれている新潟県都市公園条例及び新潟県都市公園条例施行規則別表の該当号を全て記載し、改正する項目を太線で囲むこと。
- ※ 改正する内容は二段書きとし、下段に改正後の料金、上段（ ）書きで現行料金を記載すること。
- ※ 改正後の内容はゴシック体で記載し、改正前の内容及び改正しない項目は明朝体で記載すること。

(2) 減免

利用料金について、次の減免を行う。

対象者	減免前の料金	減免後の料金	区分
にいつ花ふるフェスタ開催日（6月6日）に入館する大人、シルバー（65歳以上）及び20名以上の団体 ※毎年、県へ協議し、承認を得られた場合に実施。	大人 600 円 シルバー 500 円 団体 480 円	100 円	継続
敬老の日（9月20日）に入館するシルバー（65歳以上） ※毎年、県へ協議し、承認を得られた場合に実施。	シルバー 500 円	無料	継続
開園記念日（12月1日）に入館する者 ※毎年、県へ協議し、承認を得られた場合に実施。	大人 600 円 シルバー 500 円 団体 480 円 小中学生 100 円	無料	継続
新潟県内の保育所、幼稚園の園行事で来園する際の引率者	大人 600 円	無料	継続

- ※ 指定管理者が定めた減免基準のみ記載すること。
- ※ 区分欄には、新規、継続、変更、廃止の別を記載すること。
- ※ 新規、継続、変更、廃止とは次のものをいう。
 - 新規：当該年度から新たに減免を行うもの
 - 継続：当該年度も減免を継続するもの
 - 変更：免除する額を変更するもの
 - 廃止：当該年度から減免を行わないこととするもの

2 供用日・供用時間に関する事項

(1) 通年

供用日・供用時間について、次のとおりとする。

公園施設	供用日	供用時間
観賞展示 温室	1月4日から12月27日まで (月曜日(月曜日が休日に当たるときは、 その直後の休日以外の日)を除く。)	午前9時30分から 午後4時30分まで

- ※ 改正する内容がある新潟県都市公園条例別表1の該当公園の公園施設全て記載し、改正項目を太線で囲むこと。
- ※ 改正する内容は二段書きとし、下段に改正後の供用日・供用時間を、上段()書きで現行の供用日・供用時間を記載すること。
- ※ 改正後の内容はゴシック体で記載し、改正前の内容及び改正しない項目は明朝体で記載すること。

(2) 臨時

供用日・供用時間について、次のとおり臨時に変更する。

臨時に変更する 公園施設	臨時に変更する期日及び時間	理 由
観賞展示温室	<p>夜間開館の実施に伴う供用時間の変更</p> <p>①8月13・14・15日 …閉館を午後8時30分まで延長する</p> <p>②12月24日前後のクリスマス期間 …閉館を午後7時30分まで延長する</p> <p>展示入替に伴う供用日の変更</p> <p>企画展示入替日にあたる通常休館日の翌日も休館日とし、同日数分を他の週に振替開館する。</p>	<p>①お盆期間に夜間開館することとし、ゆっくり観賞してもらうため。</p> <p>②クリスマス展会場内でイルミネーション等を楽しんでもらうため。</p> <p>入替日が1日だけの場合、企画展示最終日の閉館後から通常休館日の深夜にかけて作業を行わなければならない。安全確保、電力削減の観点から、臨時休館日を設け、2日間の日中に作業を行う。</p>

- ※ 臨時に供用日、供用時間を変更する場合、臨時に変更する公園施設、変更する期日・時間及び変更する理由を記載すること。

3 展示・普及啓発に関する事項

(1) 企画展示

下記の内容の企画展を行う。

企画展名	開催時期	開催趣旨・内容
シャクナゲ・ツツジ展	4月14日～5月23日	シャクナゲとツツジが属するツツジ属の仲間は非常に似ているため分類が難しい。キャラクターを登場させ、どの部位を観察すると分けることができるか優しく解説する。また、植物園コレクションの中から珍しいツツジ属の仲間を紹介する。子供から一般を対象。

絶滅危惧植物展	5月26日～7月4日	当園での保全活動などの調査をもちこみながら、日本の絶滅危惧植物をとりまく現状を紹介、解説し、身近な植物の話題を盛り込みながら絶滅危惧植物だけではなく自然への関心を高められる内容とする。学習、教育的要素を含み、植物に興味のある一般や学生を対象とする。
食虫植物展	7月7日～9月5日	食虫植物は、厳しい環境条件を克服するため葉を補虫袋に変化させたり、粘液を出して虫を捕らえるなどしている。夏休み期間であり、子供を対象とし、食虫植物に捕らえられる体験を通して食虫植物を理解してもらえ展示とする。
生きている植物	9月8日～11月14日	様々な生物と関わりを持つ植物が、どのような工夫やしくみを持つことで子孫を残してきたか、また歴史の中にみることのできる植物を紹介しながら、様々な視点で植物の生きる力を考える展示とする。
クリスマス展	11月17日～12月26日	モミ、ポインセチア、シクラメンといったクリスマスに欠かせない植物と迷路を組み合わせた展示とする。迷路の途中にクリスマスツリーやクリスマスをイメージさせる小物などを配し、迷路を廻りながらクリスマスの楽しい雰囲気を存分に味わえる装飾展示を行う。特に女性や子供を対象とした展示とする。
アザレア展	1月4日～2月6日	国内最大規模を誇る品種数を保有する当園のアザレアを使い、新潟での栽培の歴史などを紹介しながら新年を華やかに彩る展示を開催する。女性、年配者を対象とする。
洋ラン展	2月9日～3月6日	熱帯ドームと第2温室を会場とした展示。他の施設でも洋ラン展は開催されているが、熱帯ドームの植物の中に溶かし込んだ展示が可能となることから、他の施設には真似のできない展示となる。また、各地域の洋ラン愛好家などから洋ランを借用し第2温室で展示する。女性や愛好家を対象とする。
チューリップ展	3月9日～4月10日	チューリップ球根が日本へ輸入され、栽培が盛んになるまでを新潟県でのチューリップ栽培史を中心に紹介する。大人対象の内容であるが、春休みであることから、親子連れもターゲットとする。

※ 8回以上1年を通した計画とすること。

(2) 普及啓発

都市緑化の普及・啓発等を目的として下記の普及啓発業務を行う。

■花と緑の相談コーナー

週に2回、専門相談員による相談受付日を設ける。相談員は、勤務日に相談コーナーで相談を受けつける。相談コーナーは花と緑の情報センター1階に開設する。寄せられる相談に対応するとともに、よくある相談や栽培などについての情報を相談コーナーにて公開するなど、より積極的に都市緑化の普及啓発に取り組む。平成22年度の相談件数は年間500件を目標とする。

■花と緑の教室

園芸や造園に関する基礎知識を習得する連続講座、展示されている植物や企画展示に関連する教室、各種植物の栽培技術に関する教室、子供向けの植物学教室など、県民の植物に関する広範囲の興味に応える構成とする。また、園内の植栽植物や雑草など身近な植物を解説するガイドツアーを実施する。開催回数は年間35回以上とする。

■体験教室

花や緑のある生活や植物への興味の促進、利用者サービスの向上を目指し、花や緑に関連した活動や作品づくりを行っている団体から出展を募り、「体験教室」を開催する。

※ 花と緑の相談コーナー、花と緑の教室、花のカルチャープラザ、その他に分けて業務概要を記載すること。

4 調査・研究に関する事項

今年度実施する調査・研究は、下記のとおりである。

テーマ	調査・研究の概要
開花・結実調査	植物園で栽培する植物の開花・結実調査を行うことで、本県における生育ステージを把握する。得られた成果は、植物園ホームページや「植物園だより」で県民に開花情報や剪定などの作業時期の情報を県民へ公開する。また、季節ごとに園内で配布している見どころマップにも活用する。 開花・結実の情報は、植物園入口および温室入口にてボードで解りやすく表示する。
園芸史調査	新潟県における花卉生産は長い伝統を有し全国有数の生産量を誇るものも多いが、過去の資料は散逸しその歴史も時代と共に忘れられている。今年度は引き続き園芸資料を収集整理し、今年度開始した新潟の園芸文化史のHP「にいがた花物語」、出版物への寄稿、講演や企画展示で発表することで、広く県民に本県の園芸についての理解を深めてもらい、さらには花卉産業振興に貢献する。

自然関連団体の情報収集	新潟県には各地に多くの自然保護団体が存在し、様々な活動が行われている。これらの情報を集約し紹介することで、保護団体の活動をより活性化させ、植物園が自然保護活動の拠点となることを目指す。得られた成果を整理し活用に向けた検討を行う。
植物の収集	<p>現在までに3,000種類以上の植物を収集し、ヤマツツジ・ミツバツツジ類では世界一、ボタンの園芸品種は日本有数のコレクションを築いた。</p> <p>引き続き、県を特徴づけるツツジ、ツバキ、ボタンなどの花木を中心に収集を進め、新潟県の生きた文化財ともいえる植物の保全を行うと共に、園地ならびに温室に植栽することで観賞にも供する。</p>
新潟を特徴づける植物の研究	<p>1. 県内絶滅危惧植物の保全に関する調査・研究</p> <p>①県内希少種の生息域外保全活動と生息域内保全指導</p> <p>現在、オキナグサ、フサタヌキモ、ミズアオイ等について調査を進めている。環境省の生息域外保全モデル事業のオキナグサの保全は今年度終了するが、引き続き魚沼市や市民団体、学校との協力により保全を推進する。また、県の草花である雪割草の自生地調査と種子の収集を行う。</p> <p>③県内の希少種を中心とした植物相の調査</p> <p>県内に自生する希少種の調査を行う。(社)日本植物園協会の絶滅危惧植物保全拠点園として北陸地域に生育する絶滅危惧種の生息域外保全活動を進めている他、自生する植物の標本収集と整理も行い、県内の植物相の把握も進める。また、新潟県のレッドデータブックの改訂調査に協力する。</p> <p>2. ツツジ属の系統解析や園芸種の起源に関する研究</p> <p>これまで収集した由来の明らかなツツジ属植物を活用し、本県の花弁園芸産業を代表するアザレアやシャクナゲの新しい園芸品種群の作出の基礎資料となる系統解析や、園芸ツツジの起源に関する研究を大学と共同で継続して行う。今年度は江戸時代を代表するキリシマツツジの由来や品種構成についての継続調査を行い、講習会、企画展示やホームページ等で県民に成果を公開する。また、新潟県で行っているアザレアの品種改良に協力する。</p>

※ 調査・研究の概要欄には、当該調査・研究の主な内容及び成果の県民への還元についての考え方を記載すること。

5 維持管理に関する事項

~~別紙工程表のとおり~~

6 事業評価に関する事項

事業評価について、次のとおり行う。

■評価方法 客観性と透明性を確保した評価

自己評価は、まず評価表による内部評価、その結果を用いた外部による評価、緑花センター評議員による総合評価と大きく3段階で行うことで、客観性と透明性を保つ。また、環境に関する評価については当センターで取得している ISO14001 を活用する。

(1) 内部評価 評価表による評価

業務計画に基づき、以下の項目で数値による評価を年一回行う。また、これらに加えて、植物園職員は業務の遂行に当たり、豊富な知識と高い技術が求められることから個々の職員毎に目標を決め、到達度を評価することとする。

- ・施設利用（入館者、入園者数、平等な利用、安全の確保等）
- ・経営（コスト縮減、収益性の向上等）
- ・環境への配慮（電力、紙、ガソリン資源の削減等、ISO14001 の項目を利用）
- ・植物管理（温室、園地、バックヤードでの管理状況等）
- ・企画展示・イベント（回数、内容等）
- ・広報活動（費用対効果、広報方法等）
- ・普及啓発・教育（教育プログラム、学校利用数、園芸教室参加者数等）
- ・調査・研究（論文、書籍等での発表数、企画展示での利用状況等）
- ・地域や関連施設との連携（連携数、連携先等）

(2) 外部評価 評価委員会による評価

①来園者アンケート・来園者情報調査による評価

現在行っている来園者へのアンケートや聞き取りにより得た要望のうち、中期的に対応が必要な事項について、植物園に対する評価として取り入れる。

②植物園評価委員会による評価

植物園の業務に関連の深い学識経験者、花卉生産団体、緑化（植物愛好）団体、教育関係者及びマスコミ関係者の5名で構成される評価委員会を組織し、内部評価表及びアンケートの結果を客観的、総合的に評価する。

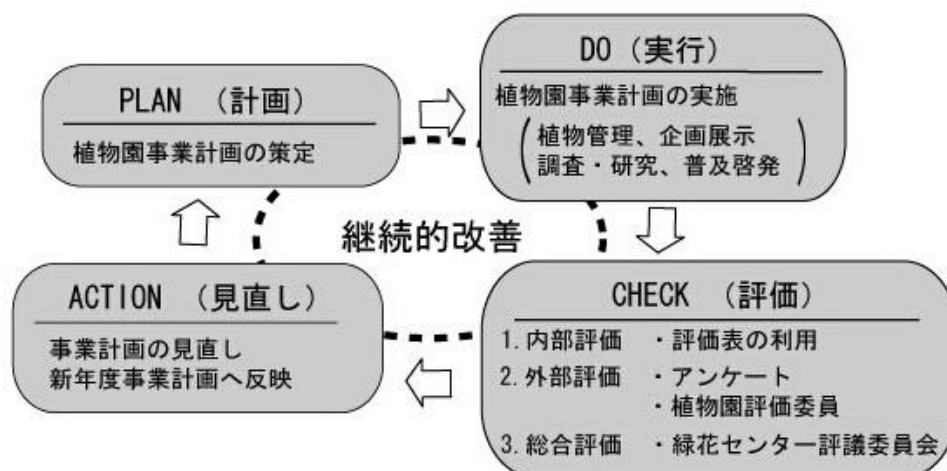
(3) 総合評価 緑花センター評議員会による評価

植物園管理運営事業の総合的な評価は、当センター評議員会で行います。「植物園評価委員会」における評価を評議員会に提出し、最終的な評価とする。人選に当たってはできるだけ民間有識者の適任者を選任するよう努め、植物園の実態を承知して頂くため年1回以上の視察を実施し、適正な評価に繋げる。

■評価の反映 PDCA サイクルの活用

評価を反映させ植物園をより良く管理運営するために、PDCAサイクルを活用する。

管理運営における目標設定を行い（P：計画）、業務を実施（D：実行）、客観的で透明性の高い評価を受け（C：評価）、業務を見直す（A：見直し）サイクルを実行することで、継続的な改善に取り組んでいく。



植物園においては、植物園評価委員会及び当センター評議員会による総合評価の分析を行い、管理運営方針や事業計画へ反映させる。また一方、把握した来園者や関連団体からの直接的な評価に対しても適宜対応することで、効率的、効果的な管理運営に努める。

また、PDCAサイクルによる取り組みや自己評価の考えを職員に浸透させることにより、日常の業務改善意欲を惹起し、全職員一丸となって県民に広く愛される植物園を目指す。

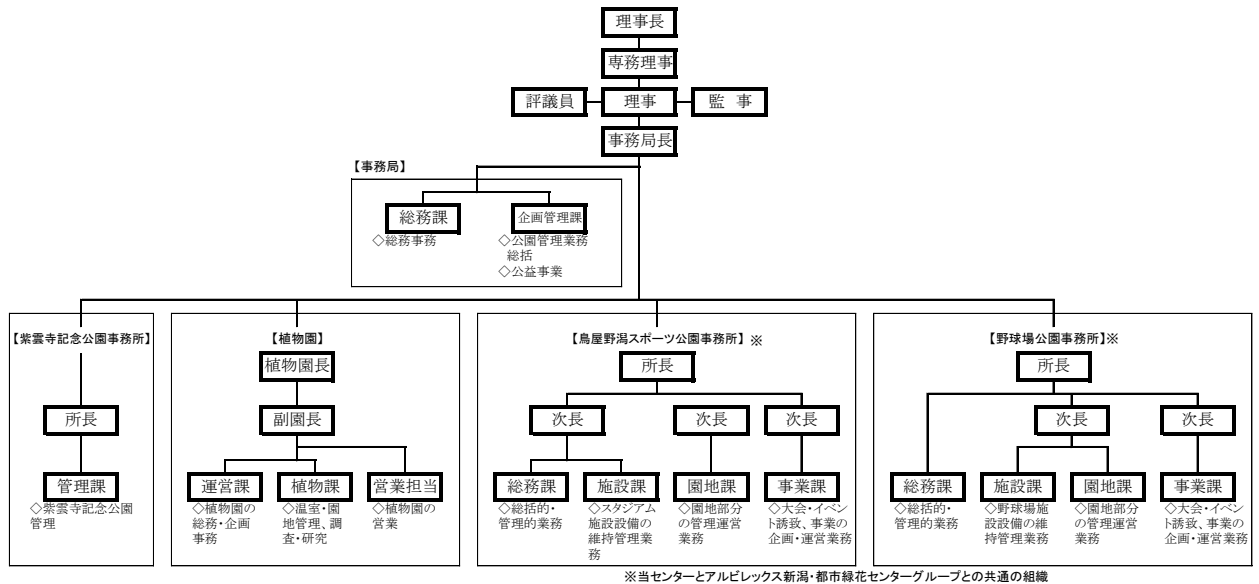
※ 評価方法及び内容について記載すること。

7 管理運営体制に関する事項

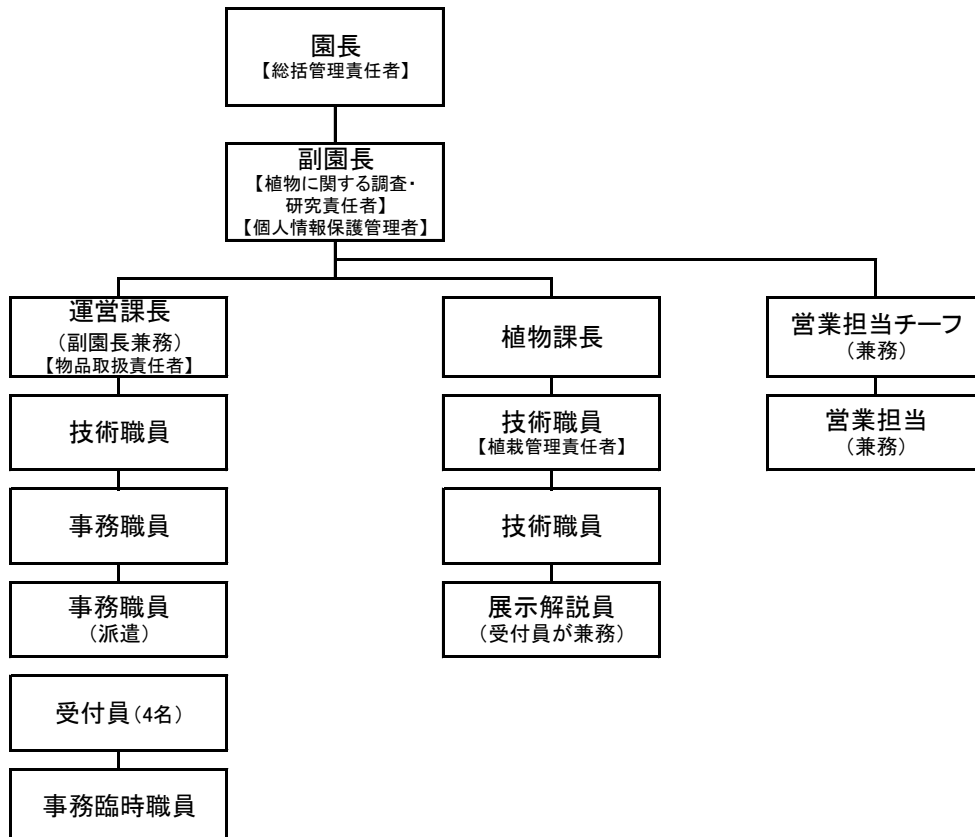
【組織図】

指定管理者としての許可事務等に対応するため、各事務所権限を強化するとともに、利用者サービスの向上に努めます。また、植物園においては、広報担当職員や植物調査研究及び管理業務に実績のある職員を配置し、一層充実した管理を行っていきます。

【(財)新潟県都市緑花センター組織全体図】



【植物園の組織】



8 その他の事項

地域・住民と連携して行う活動

- ・ボランティア活動
栽培管理、展示解説、標本作成（週4回で通年）
- ・植物園友の会
植物園まつりへの出展（5月4日・5日、9月19日・20日）
- ・新津商工会議所
昨年に引き続き、新津商店街の振興を目的とした「新津街なかガーデニング事業」（新津駅前や商店街を植物で装飾）への協力（4～3月）
エントランス花壇の植栽（5月、11月）
- ・新潟県花つばき協会
「春の大つばき展」の共催（4月2日～4日）
- ・にいつ花ふるフェスタ実行委員会
当園も実行委員会の構成員となり、にいつ花ふるフェスタを開催（6月6日）
- ・西島老人クラブ大和会
大輪朝顔展の共催（7月下旬～8月上旬）
- ・新潟変化朝顔同好会
変化朝顔展の共催（8月下旬）
- ・新津華道連盟
秋のいけばな展の共催（10月30日・31日）
- ・魚沼市立広神西小学校
環境省が行う「生息域外保全モデル事業」の一環として、小学校での栽培と自生地への植え戻しを計画
- ・海老ヶ瀬保全会
新潟市海老ヶ瀬地区の自治会などにより立ち上げられた海老ヶ瀬保全会が行っているミズアオイの保全への協力と指導

関連機関との連絡調整

- ・新潟地域振興局新津支局地域整備部
施設整備関係、許可申請等について適宜
- ・（社）日本植物園協会
植物園の管理運営や植物の保全等について適宜
- ・米クオリーヒル植物園をはじめとする国内外の植物園
調査・研究、植物収集等について適宜
- ・植物園友の会
共催イベントや会の運営等について必要に応じて適宜
- ・植物愛好団体
共催展示や出展依頼等について必要に応じて適宜
- ・植物保護団体
調査等について必要に応じて適宜
- ・花卉生産者、生産団体
展示やイベントへの協力、品種改良の材料の提供等について適宜

- ・ 県園芸研究センター及び他の研究機関
調査研究についての打ち合わせを必要に応じて適宜
- ・ 新潟大学大学院自然科学研究科
絶滅危惧植物保全に関する研究に協力

- ※ 地域・住民との連携として行う活動の内容及びスケジュールを記載すること。
- ※ 関係機関との連絡調整のため行う会議等の内容及びスケジュールを記載すること。

参考 自主事業に関する事項

<物販事業>

■新潟の植物園をアピールできる物品を販売

「新潟県」の植物園の特性を発揮するため、関連書籍や植物の販売を行ない「新潟らしさ」を強調する。

その他飲食物や雑貨類に関しては、来園者のニーズを販売場所での「聞き取り」やアンケート調査によりの確に把握し、提供することで来園者に対する利便性を向上させ、ひいては植物園の総合的な評価向上を図る。

事業運営により得た収益は、「植物園で行なう自主事業」や当センターの公益事業である「都市緑花の普及啓発事業」等により、植物園利用者や県民に還元する。

■運営方針

植物園という施設の特性を考慮すると共に、財団としての収益性も考えながら運営管理を行う。

1. 書籍販売

新潟県立植物園が立地する地域に関連し、当センター職員が発行に係わる以下の書籍について販売する。

実施場所	観賞温室第3室1階 入館券売場		
主な取扱商品	書籍名	著者等	発行所
	里山の植物	監修 石沢 進	(財)新潟県都市緑花センター
	ようこそ緑の夢王国 県立植物園	編著者 新潟県立植物園	(株)新潟日報事業社
業務の形態	直営		

2. カフェテリア

営業時間の見直し等により、より一層利便性の向上及び収益の増進を図る。

実施場所	観賞温室第3室 1階
主な取扱商品	麺類、カレーライス等の食事及び軽食 コーヒー、ジュース等飲料 他
業務の形態	委託

3. 売店

来園者の利便性に寄与する雑貨を販売する。

実施場所	観賞温室第3室1階 カフェテリア内
主な取扱商品	植物関連グッズ等
業務の形態	委託

4. 自動販売機

実施場所	情報センター入口 2台 観賞温室第3室1階 1台 園地芝生広場入口 1台 駐車場 1台
主な取扱商品	缶及びペットボトル入り清涼飲料
業務の形態	委託

5. 臨時売店

植物園まつりや企画展開催時に、地場産業振興を図り、来園者に楽しみも与える目的で売店を運営する。

実施場所	園地エントランス広場、観賞温室第3室1階（カフェテリア・無料休憩スペース）
主な取扱商品	弁当等の食品、飲料、植物等
業務の形態	委託

<その他事業>

■自主事業に対する基本的な考え方

- ・植物園を身近な存在に感じ親んでもらうとともに、新潟県の緑花の普及啓発を図る。
- ・施設の有効活用を検討し、来園者ニーズを踏まえた事業を計画する。
- ・収益性のある事業運営については、その収益を当センターの公益事業や収益性のない自主事業などにより植物園利用者や県民に還元することで、更なる利便性の拡大と利用促進につとめる循環型の運営を行う。

■事業計画

①出張園芸教室の開催

県内外の各種団体から依頼を受け、職員が出向いて園芸教室を開催する。当園のホームページや印刷物で広報を行う。

とよさか中高年教養大学 園芸教室

期間：平成22年4月から1年間 毎月1回（計12回）

テーマ：アジサイ、キク等

②植物園まつりの開催

春（5月4・5日）及び秋（9月19・20日）の年2回、植物園エントランス広場をメイン会場に今年度も引き続き開催する。

物販事業の項で挙げた臨時売店の他、体験型教室としてツリークライミング体験会やフラワーアレンジ等の植物素材を使った教室を行なうと共に、一般来園者が通常は見ることのできない育種温室や熱帯ドームの裏側などを職員の解説を受けながら楽しむことのできるバックヤードツアーも行う。

これらは、家族やカップルなど幅広い層に植物園で長時間楽しんでいただける事業であり、利用者の利便性を大いに高める効果を有し、かつ利用者の増加にも寄与する。

③花や緑に係る個人あるいは団体の活動促進事業

花や緑の愛好家は、自ら育てた植物に愛着をもっており、これを発表する場を求めている。当

センターでは植物愛好家の方々のデータを保有しており、これらの方々にダイレクトメールなどの方法で広報を図り、発表の場をエントランス広場あるいは観賞温室内スペースに設け、新潟県民の緑化活動を促進する。

平成22年度 新潟県立植物園 資金計画書

(単位:千円)

項 目	予 算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
有料公園施設使用料	33,423	9,693	7,353	7,687	8,690
行為許可使用料	13	4	4	5	0
利用料金収入計	33,436	9,697	7,357	7,692	8,690

(単位:千円)

項 目	予 算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
維持管理費	261,748	71,042	64,645	63,037	63,024
人件費	75,523	22,218	15,357	22,982	14,966
給与	44,775	13,880	8,060	14,775	8,060
報酬・賃金	17,743	4,436	4,436	4,436	4,435
福利厚生費	13,005	3,902	2,861	3,771	2,471
事業費	186,225	48,824	49,288	40,055	48,058
光熱水費	35,720	7,950	8,600	8,180	10,990
電気料	11,600	2,700	3,050	2,950	2,900
ガス料	20,220	4,500	4,100	4,680	6,940
上下水道料	3,900	750	1,450	550	1,150
展示・普及啓発	19,778	4,462	4,512	2,982	7,822
作業員賃金	2,188	547	547	547	547
原材料費	3,010	915	815	715	565
委託料	14,580	3,000	3,150	1,720	6,710
調査・研究	0	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	0
植物管理	35,241	9,806	10,407	9,872	5,156
作業員賃金	20,660	5,991	5,991	5,372	3,306
原材料費	2,071	665	406	750	250
委託料	12,510	3,150	4,010	3,750	1,600
施設管理	27,540	9,548	5,947	7,498	4,547
作業員賃金	0	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	0	0
委託料	27,540	9,548	5,947	7,498	4,547
清掃	7,358	1,910	1,910	1,910	1,628
作業員賃金	1,458	435	435	435	153
原材料費	0	0	0	0	0
委託料	5,900	1,475	1,475	1,475	1,475
警備	1,250	313	312	313	312
原材料費	0	0	0	0	0
委託料	1,250	313	312	313	312
事務費	55,338	13,835	16,600	8,300	16,603
修繕費	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一般管理費等経費	14,152	3,538	3,538	3,538	3,538
管理運営経費計	275,900	74,580	68,183	66,575	66,562

(単位:千円)

項 目	予 算	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
指定管理委託料	242,464	64,883	60,826	58,883	57,872

※ 項目欄は、必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。